

秩父市農業委員会 平成30年 第10回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年10月22日（月）午後2時00分から
同 日 午後3時30分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 2階 ホール [秩父市熊木町]

3 出席した委員（13人）

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員（なし）

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第60号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

	て	(1件)
議案第61号上程	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第62号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(2件)
議案第63号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(13件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員（13人）

第1区域	吉川稔	浅見健
第2区域	小林弘	笠原広久
第3区域	田口俊夫	小久保健司
第4区域	新井一郎	大島正一
第5区域	高岸義雄	番場誠二
第5区域	齋藤武志	引間勲
第6区域	長谷川満	

7 欠席した農地利用最適化推進委員（1人）

第6区域 千島初夫

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤隆夫	主幹	帆刈敏晃
参与	高野明生	主事	岩田直樹
主幹	新井幸男	主幹	新地広幸
主幹	加藤和彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（条会長） ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第10回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（条会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いた

しましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸会長） 本日、6区 千島 初夫 推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。5番 富田 和雄 委員 及び 6番 石橋 総一郎 委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（糸会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

斎藤事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。「農地改良等に係る届出について」2件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

番号1ですが、土地の詳細は、下吉田 字 鍛冶山、畑1筆、739㎡のうち所要面積は360㎡です。

届出事由は、現在市道下吉田43号線道路改築工事を施工しておりますが、道路面より70cmほど低くなってしまいますので、同工事で発生した残土を客土し、同地へジャガイモ、ネギ等の作付けを計画しております。

次に番号2ですが、土地の詳細は、大野原 字 蓼沼、畑1筆、792㎡のうち所要面積は545㎡です。

届出事由は、道路面より50cmほど低く、公共工事で発生した残土を客土し、同地へ柿、りんごの作付けを計画しております。

事務局といたしましては、届出の内容を審査しましたところ、何れも改良する

面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、届出者は、改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長にその旨を報告した上で、専決により受理いたしましたので、ここに報告いたします。

議長（会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤事務局長 それでは、平成30年第10回総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第60号 「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」
が1件、

議案第61号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 が1件、

議案第62号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 が2件、

議案第63号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 が13件、

以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第60号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて（1件）

議長（会長） 議案第60号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

斎藤事務局長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第60号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて説明をいたします。

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要がありますが、その一つに「申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること」という下限面積要件があります（第3条第3項第3号）。

なお、この下限面積が、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に

合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなり、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会としましても、この規定により平成30年1月22日に開催した全員協議会において出席した農業委員及び農地利用最適化推進委員の総意により、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

このたび、本議案を上程いたしますのは、議案書2ページの 2 農地法施行規則第17条第2項による区域 田村字中原 720番1 畑 198平方メートルを設定するものでございます。

案内図の1ページをご覧ください。申請地は田村圓福寺の南西約130メートル付近です。

なお、こちらの農地所有者は、狭小地でトラクターでの作業も出来ず作業効率が悪いと、将来的には遊休農地になる恐れがあることを懸念し、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市ホームページにおいても周知いたします。その後同地にて、新規就農しようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けることになります。

最後に、現地を確認したところ一部農作地で他は保全管理がなされてました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

11番（豊田委員） 議案第60号に係る案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。現地を確認したところ、新築住宅の脇と裏側にある農地で、今後も農地を守っていただけるならよろしいのではないのでしょうか。

2区（笠原推進委員） 現地を確認しましたが、事務局と11番委員の説明したとおりで、特に問題はないと思います。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第60号について賛成をする諸君の挙手を求め

ます。

(挙手をする人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案は可決することに決しました。

議案第61号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議長(衆会長) 次に、議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 それでは、番号1についてご説明申し上げます。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は下宮地町 畑 2筆 計515㎡で、平成28年に取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。秩父第一中学校の南東約280m付近にあります。

譲受人は現在、遠方に居住していますが、秩父市下吉田地内に実家と農地 計3145㎡を所有しており、週に2、3日、妻とこちらに赴いて農作業に従事している状況です。農作業歴は7年で、耕うん機を所有しております。現在の所有農地の利用状況を確認しましたが、柿、栗が植えられており、また、譲受人への聞き取りによりますと、この他にもじゃがいも、玉ねぎ等を栽培しているということです。一部綺麗に草が刈られ、保全管理がされている箇所がありましたが、土地柄、獣害の影響で何を作付けするか現在見定めているということで、近隣の人も相談しつつ、栗、柿の作付を計画しているとのことです。

以上より、農地はおおむね適切に管理されており、秩父市下宮地地内における下限面積要件10アールを満たしている状態です。

今回の申請地、下宮地町の現況は一部が耕作、一部には竹が生えておりました。この度の申請目的は農業経営の拡大であり、当申請地を買い受けて竹を伐採し、ここに梅、栗を作付したいとのことです。

議長(衆会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番(加藤委員) 概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。現地は保全管理されていましたが、今後農地として適切に管理していく旨誓約書も提出されておりますので、止むを得ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

1区(吉川推進委員) ただいま、事務局と9番委員が説明をしたとおりです。

譲受人は吉田に多く農地を持っており、そちらを確認したところ保全管理が多少気になったところです。皆さんの慎重審議をよろしくお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第61号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

議案第62号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議長（糸会長） 次に、議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 それでは、番号1についてご説明申し上げます。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、3ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 反り原 畑 1筆 1,395㎡で、秩父市スポーツ健康センターの南東、100m付近に位置し、平成13年、相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、共同住宅用地です。

申請事由ですが、申請者は現在秩父市外に居住しており、土地の有効活用を図るため、アパートの賃貸経営を計画しています。

建築の規模、学校等の公共施設、交通の便などを考慮し、申請地に共同住宅2棟を建築したいとのことで申請されました。

設計図、資金計画等も整っていますので、計画上問題は無いと思われれます。

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした

斎藤事務局長 それでは番号2について説明いたします。

申請人、申請地等は、議案書記載のとおりです。なお、昭和56年に贈与により取得した土地です。

案内図の4ページをご覧ください。申請地は、秩父中央病院の北東側にあります。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、転用の目的ですが、住宅敷地の拡張用地です。

申請者は、平成7年頃より車庫1棟 15.5㎡を建築し、その後長男及び次男が運送業を始め、現在4tトラック2台、普通車2台、軽自動車2台を所有しており、駐車場所として使用しておりますが、このたび未だに農地であると分かり、始末書添付の上、転用することについて申請したものです。

現地を確認しましたところ、現住宅敷地と併せ971㎡で、住宅敷地及びトラック等の駐車場所として使用されておりました。職業柄ある程度広い駐車スペースは必須であると思われました。

なお、申請地に隣接する農地は自作地のみで、周辺の営農条件に悪影響を与えることはないものと思われまます。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番（高野委員） 議案第62号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地の隣にぶどう畑がありますが承諾書も添付されているようですので、3種農地であり致し方ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

8番（豊田委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要は先程、事務局が説明をしたとおりです。申請人の長男、次男が相次ぎ運送業を始め宅地と繋がっている土地なので、止むを得ないと感じました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺い

ます。

(間がある)

議長(衆会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(衆会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第62号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第63号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (13件)

議長(衆会長) 次に、議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 番号1から番号2の案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は日野田町二丁目 畑 1筆 250㎡で、昭和58年、平成23年に相続によりそれぞれの譲渡人が取得しています。

案内図の5ページをご覧ください。申請地は南小学校の南西約300m付近にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は販売住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は市内中心部近郊にあり、交通の便もよく、また小学校にも近く、住宅地として適した状況にあることから、不動産業を営む譲受人がここを買い受け、販売住宅用地1区画分として使用したいとして申請されました。

なお、申請地は昭和62年頃、隣接地の工事に合わせて農地転用の許可を得ずに給排水施設を埋設してしまっていた経緯があり、このことにつきまして譲渡人2名より始末書が添付されています。

資金調達計画も整っており、隣接農地の所有者からは転用することに差し支えない旨の同意書が添付されています。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして、番号2についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は上町二丁目 畑 1筆 363㎡で、昭和58年に相続により取得した土地です。

案内図の6ページをご覧ください。申請地は花の木小学校の西側約150m付近にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は市内中心部近郊にあり、交通の便もよく、また小学校にも近く、住宅地として適した状況にあることから、不動産業を営む譲受人がここを買い受け、分譲住宅用地2区画分として使用したいとして申請されました。

資金調達計画も整っております。隣接農地も譲渡人所有の土地のみであり、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

高野参与 番号3から番号7について、ご説明申し上げます。

はじめに、番号3ですが、譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、7ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 日影 畑 1筆 191㎡で、影森駅の南南西330m付近に位置し、昭和47年、相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街地に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は隣接地に居住しており、申請地を昭和40年頃より、住宅敷地の延長として車庫、物置、庭として借用していました。

この度、地権者からこの土地を譲り受けるにあたり、農地転用の許可を受けていないことが判明したため、始末書添付のうえ申請されたものです。

現地を確認しましたところ、車庫、物置が設置され、隣接する宅地と一体使用されてきました。

次に、番号4について説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、8ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 1筆 347㎡で、秩父病院の南東330m付

近に位置し、平成6年、贈与により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は現在、隣接地を車庫、洗車場、車両整備場及びコンテナ置場として使用していますが、コンテナの置場が手狭となったため、申請地を購入し、コンテナ置き場の拡張を図りたいとして申請したものです。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われま

す。また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、桑園でした。

次に、番号5について説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、9ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 2筆 214 m²で、秩父市スポーツ健康センターの西 360m付近に位置し、平成21年、売買により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は今年の5月、火災により家を焼失し、現在、市内の戸建てアパートにて生活をしております。

元の居住地が借地であったため、市内において、新たな住宅用地を探していたところ、知人の紹介で本申請地を譲り受けることとなり申請されたものです。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われま

す。また、隣接する農地は譲り渡人のみで、周辺への営農に影響は無いと考えられます。現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に、番号6について説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、10ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 大沼 畑 2筆 118.88 m²で、影森駅の南 200m付近に位置し、平成21年、売買により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在、市内のアパートにて生活しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭となってきたため、自己住宅の建築を計画していたところ、申請地を譲り受けることとなり申請されたものです。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われまます。

現地を確認しましたところ、梅林でした。

次に、番号7について説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、11 ページをご覧ください。

申請地は、和泉町 畑 1 筆 937 m²で、秩父病院の北東 400m 付近に位置し、平成 11 年、換地処分により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

転用目的は、作業場・資材置場用地です。

申請事由ですが、譲受人は、上町において石材業を営んでおり、現在、金仙寺の門前に資材置場を兼ねた作業場があります。

この度、金仙寺の境内地整備事業の推進に伴い、申請地と現作業場兼資材置場の土地において、等価交換の合意が成立したことから申請されたものです。

隣接する農地は譲り渡人のみで、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

帆刈主幹 それでは番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字硫黄ノ下(いおうのした)・畑・1 筆・695 平方メートルで、昭和 35 年に相続により取得した土地です。

案内図の 12 ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道と銅黒谷駅の北約 880 メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、駐車場用地です。

譲受人は、本申請地の隣接地に主たる事務所を置く宗教法人で、現在、本寺院の駐車場は、本堂正面の境内地にあるだけで、煩雑時期には自家用車での来客者、参拝者も多く、非常に込み合うとのことでした。そこで、本申請地を買い受け駐車場として利用したい旨を譲渡人に相談したところ、快く承諾いただけたため、こ

のたびの申請に至ったとのことです。

現地を調査したところ、現在耕作はされていませんが、よく管理された畑でした。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成 30 年 7 月 2 日付けで、除外の決定を受けております。

また、申請地の隣接に農地は無く、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われ
ます。

つづいて番号 9 について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字清水(しみず)・畑・1 筆・72 平方メートルで、平成 10 年に
相続により取得した土地です。

案内図の 13 ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北東約 800 メートル付近にあり、立地の基準としまし
ては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地とし
て、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地です。

譲受人家族は現在、市外のアパートにて生活しておりますが、夫婦ともに秩父
出身である譲受人が、秩父市内に住宅を建てたいと考え土地を探していたところ、
本申請地を譲っていただけることになり、このたびの申請に至ったとのことです。

現地を調査したところ、きれいに保全管理がされた畑でした。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は
特に無いと思われ
ます。

つづいて番号 10 について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字栃谷入(とちやいり)・畑・3 筆・計 2,396 平方メートルで、
昭和 57 年に贈与により取得した土地です。

案内図の 14 ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北東約 1.7 キロメートル付近にあり、立地の基準とし
ましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地
として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅、倉庫、および宗教施設用地です。

譲受人は譲渡人の兄で、平成 19 年頃、本申請地に農地転用許可の無いまま、

譲受人が自宅や倉庫、さらには職業が祈祷師とのことで、それに関する宗教施設を建築してしまったとのことです。

このたび、本申請地を譲渡人より贈与を受け、今後も引き続き同様に使用していきたいことから、譲受人、譲渡人の両者からの始末書を添付のうえ申請されました。

現地を調査したところ、住宅、倉庫、宗教関連施設のほか、多数の石像等が設置されておりました。

斎藤事務局長 番号11の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。なお、平成7年に相続により取得した土地です。

案内図の15ページをご覧ください。申請地は、札所20番から西へ約100メートル先にあります。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地でしたが、平成25年6月14日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、転用の目的ですが、住宅用地です。

申請者は、現在寺尾地内の実家で暮らしておりますが、子供も3人でき何かと手狭となっていることから土地を探してしておりましたが、経済的理由から実家近くの祖父の土地を借り住宅を建築したいと申請したものです。

申請面積は500㎡を超えておりますが、現地を確認しましたところ、前面道路より約3.5mほど高く進入路を長く取らなければならない状況でした。なお、多少草が繁茂しておりましたが管理状態でした。

また、隣接農地所有者から承諾書をいただいておりますので、周辺の営農条件に悪影響を与えることはないものと思われまます。

新井主幹 番号12について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 暮坪 畑 1筆 257㎡で、平成21年に相続により取得したものです。

案内図の16ページをご覧ください。申請地は県道下吉田小鹿野線 釜の上農園村交差点の東南東約720m付近にあり、立地の基準につきましては、良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地と判断しました。

なお、当申請地周辺は土地改良区となっておりますが、当申請地については当初より地区外となっております。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、秩父市阿保町で借家住まいをしておりますが、手狭となっており、このたび、母である譲渡人の土地を借り受け、ここに自己用住宅を建築したいとして申請されました。

資金調達計画も整っています。また、隣接農地は母の所有する農地であるため、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

なお、現地を確認したところ、すでに住宅の建築が始まっていたことから、工事中断を指導すると共に始末書を添付いただきましたが、始末書の中で許可日までは工事を中断する旨約束されておりましたが、10月19日現在、内装工事をしておりまして、即刻工事を中断してもらうよう業者に対し再度指導しました。

加藤主幹 番号13について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字原地（ハラジ） 畑2筆 330.01平方メートルで、平成2年に贈与で取得した土地です。

案内図17のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道中川駅から250メートル南側付近にあり、鉄道駅から300メートル以内にある地域内の農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、借受人と貸渡人は親子で、借受人は現在、秩父市内のアパートにて生活していますが、日常手狭となってきたため、父親所有の土地を借り受けることに承諾を得られたため、自己用住宅を建築したいとして、使用貸借権を設定のうえ、申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地の指定を受けた農地でしたが、平成30年7月2日付けで、除外の決定を受けております。申請地の隣接農地所有者は、貸渡人のみで周辺との問題は特にないと思われま

す。

現況を確認しましたところ、よく管理された農地でした。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 番号1と番号2について意見を申し上げます。申請地はいつ

れも第3種農地で周囲も宅地化されており、申請者は現在福祉施設へ入所している状況でもあり農地として利用することは困難であると判断いたしました。許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

3番（高橋委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりましたが住宅敷地として利用されており、譲渡人は遠方に居住していることから致しかたないものであると考えます。皆さんの判断をお願いします。

4番（高野委員） 番号4について意見を申し上げます。現地を確認したところ譲受人の既存資材置場に隣接している土地で止むを得ないと判断いたしました。番号5については譲受人は今年火災を出し市内に家を建てて住みたいということであり、どちらも開発が進んだ地区なので致し方ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

3番（高橋委員） 番号6の案件について意見を申し上げます。譲受人は現在アパートに住んでいますが、このたび土地を購入し家を建てたいということで申請しました。宅地にも囲まれた場所でもあり許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。皆さんの判断をお願いします。

4番（高野委員） 番号7について意見を申し上げます。譲渡人の都合で土地を交換するということでもあります。隣接する農地は譲渡人のみで周りにも影響ないものと思います。よろしくお願いします。

7番（新田委員） 番号8について意見を申し上げます。概要は事務局の説明したとおりです。譲受人は駐車場が非常に狭く以前より土地を探しておりましたが、隣接地を譲っていただけることになり、致しかたないものであると考えます。次に番号9については、現在深谷市居住ですが夫婦とも秩父出身で市内に土地を探していたところ譲っていただけることになり、致しかたないものであると考えます。次に番号10については、平成19年頃より宗教施設として利用されており始末書も添付されていますが、農地への復旧は無理に思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

8番（豊田委員） 番号11について意見を申し上げます。事務局の説明があったとおりですが、私も申請地を確認したところ孫が家を建てるということでなおかつ仕事場にも近いということで止むを得ないと判断しました。ご審議の程よろしくお願いします。

13番（彦久保委員） 番号12について意見を申し上げます。概要は事務局の説明のとおりですが、申請人は親子で以前から大きな農家であります。ゆくゆ

くは後継者になってもらいたいと思っております。皆様のご審議をよろしく
お願いします。

3番（高橋委員） 番号13について意見を申し上げます。申請人は親子で譲受
人は現在アパート住まいで、父親の土地へ自己用住宅を建てたいということ
です。農振除外の許可も出ておりますので止むを得ないと思えます。皆さんご審
議の程よろしくをお願いします

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。
これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺い
ます。

9番（加藤委員） 番号12について意見を申し上げます。事務局の説明により
ますと、事務局が再三の工事差し止めを指導したにも関わらず工事をしてい
たということですが、農地法を軽視しているのではないのでしょうか。以前近戸
町の案件だと思いますが、事務局の指導に応じず工事が進んでおり保留案件に
なった記憶があります。今回も同様の案件であると思えますのでこの際経緯を
もう少し聴取し、保留にすべきではないのでしょうか。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

5番（引間推進委員） 工事人が独断で工事を進めていたとしたら、施主には責
任がないので、今回は保留にせず採決したらどうでしょうか。

議長（糸会長） 暫時休憩いたします。

14:55～15:25（休憩）

議長（糸会長） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（糸会長） ただいま、この案件を保留にすることに意義がありましたので、
挙手により採決いたします。議案第63号、番号12の案件については、これ
を保留にすることについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成18人）

議長（糸会長） 賛成多数であります。よって本件は保留することに決しました。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。こ
れより採決をいたします。議案第63号の番号12を除いた案件について、賛
成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員が賛成であります。 よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（条会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、秩父市農業委員会平成30年第10回定例総会を閉会いたします。